

全教事務職員部ニュース

発行:全日本教職員組合事務職員部 〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館 3F

2023年10月18日 No.55

TEL 03-5211-0123 FAX 03-5211-0124

10 月とは思えないくらい暑い日が続いたかと思ったら、冬のような風が吹いたりと不安定な気候が続きますが、お変わりありませんか?

今回は、8月5日・6日に開催した「全国学校事務研究集会 関東集会」について、常任委員会の記録を元にお届けします。

記念講演「学校と子どもの貧困対策」

鳫 咲子 さま(跡見学園女子大学マネジメント学部 教授)

①給食費未納問題と義務教育にかかる費用

新型コロナウイルスによる経済的な影響は、収入の低い世帯ほど大きかった。ひとり親・母子世帯はそもそもの収入の低さもあって、この影響が特に大きい。生活保護や就学援助制度の受給対象でありながらも申請を行っていない場合もある。セーフティネットの普及も都道府県によってバラバラで、抜本的な対策が取られていないことが問題。未納督促も学校の大人から(封書であれ)子どもを経由して行われれば、それは登校渋りにもつながるのではないかと懸念している。

②就学援助の限界とアウトリーチの必要性について

コロナ禍では就学援助率が上がるどころか下がっていた。リーマンショックの時は上がった。所得低下は確かに起きていたのに、これでは就学援助はセーフティネットとしての役割を果たせていないのではないか。就学援助率も県単位でかなり差がある。全国平均が14.3%である中で、最高値が25.9%に対し最低値は7.1%。県単位で3倍の差が出る、困窮度の割合が3倍もあるというのは本当だろうか。

沖縄の就学援助率は25%弱。県がコマーシャルを流すなどして、それまでの1割そこそこという認定から 全国平均を超える認定率に至っている。経済環境がそこまで悪化したのではない。もともと全国平均の10 倍を超える未納があったが、その対処を取り切っていなかったということ。現在は、沖縄開発予算を使って、 子どもの貧困解決のために広告を出す予算を組んでいる。

貧困層でも、就学援助利用者は6割もいない。これはなぜなのか。未利用者の中には、「対象外と思っている」人が7割もいる。2018年を最後に、国の給食費未納に関する調査が行われていない。推移も原因もデータがないとわからない。今すべきは、調査体形の捉え直しとともに、行政自体が公会計化して状況を把

握すること。クラブ活動費・学用品費・修学旅行費 も中学に行くとまた高くなる。保護者の方々と話す と、口座設定の困難さもしばしば耳にする。普段利 用しない金融機関を求められることがあるとのこ とで、引落手数料も含めジレンマだと思う。給食自 体が食育という教育の一環とされていることも考 えると、教材が有償かつ未納ありということ自体が どうかと思う。また就学援助を申請したくない人も 調査で一定いる上に、愛情弁当論を出すところも ある。



③普遍的福祉としての給食費無償化…韓国での給食事情について

一昨年、韓国に行っていた。韓国でも給食の無償措置が始まっている。高校が先で、1日2食提供しているところもある。給食そのものはあったが、低所得者支援としてフードスタンプ制を取っていたので、「これでは気軽に利用できない。スティグマを子どもにもたらしてしまう。」ということで、ここ10年で一気に全員無償化へと進んでいった。これには、教育長も公選している影響があると思う。特に、食材は「親環境農産物」といってオーガニックのような素材を用いて地産地消に努めている。学校給食でオーガニック全生産の39%が消費されている。無償化財源は、広域自治体と基礎自治体が毎年協議して財源を分担しているところが多い。オーガニック利用については、WTOへの加盟で国内需要を喚起する必要が出てきて、保護者と農家との運動の方向性が一致し、給食の食材に中小農家の作った農産物を当てよう、となった。

④地域との連携

給食が普遍的な事業になったように、無償化もまた、就学援助のような所得制限をして保護者の分断を招くような措置をせず、普遍的な事業とすべきではないか。子ども食堂やフードバンク・子ども宅食も取り組みが進んでいるが、財政的な問題があり供給量が少なすぎる。それだけに給食の役割は大きい。夏休み中の学童保育への給食配食などもその一つ。夜間定時制高校の給食は、給食とされているが全員喫食でなく、プリベイト方式であることが多い。そうすると、給食費の支払いが難しい・無償化して欲しいというニーズがある。調査によれば、所得・保護者の健康状態と朝食の喫食率にも関係性が出ている。普遍的なニーズがあるにも関わらず、所得・健康格差が妨げとなっている。子どもの学習権保障のためには「食事」のことは重要である。この格差を家庭の責任で終わらせては、子どもへの福祉は向上しない。

講演後の質疑では、中学や高校の給食実施の進捗状況や、無償化に向けた進め方、食事の品質向上、地域連携の可能性などが議論されました。また、韓国の事例を通じて、給食の福祉的側面を重要視し、供給格差を設けずに予算確保や地域連携を推進する重要性が強調されました。

ミニ講座 「すべての学校に「36協定」を」

平尾 行敏(全日本教職員組合書記次長)

昨年の講座に関する感想の「2つの講座をどちらも聞きたかった」を受けた形として、今年はミニ講座として、分科会冒頭にそれぞれの分科会会場で視聴するという形で行いました。

はじめに、「36協定」そのものについての解説がありました。「36協定」とは、労働基準法 第36条に基づいて使用者と労働者が時間外労働について締結する協定をさすもので、罰則規定もある長時間労働を抑制することを目的とするものと説明されました。

京都市教育委員会からの「労働基準法第36条にもとづく協定(36協定)の締結及び事務職員の業務進 捗・時間外勤務等のマネジメントの推進について(依頼)」文書をもとに、具体的なポイントについての解説 がありました。そこからそれぞれの職場での確認ポイントとして

- ① 使用者(学校長)から全職員に36協定についての説明はありましたか?
- ② 労働者代表は全教職員(管理職・休職者・臨時講師・校務支援員・部活動支援員なども含む)を母数にして決めましたか?
- ③ 労働者代表の選出は、挙手や投票などの自主的・民主的な方法でおこなわれましたか?
- ④ 使用者(学校長)から締結された協定内容について全職員に周知されましたか?
- ⑤ 職場の実態を無視し、時間外勤務の上限が機械的に法定上限(1日6時間、1か月45時間、1年360時間以下)になっていませんか?



が、示されました。 そして、現在「給特法改正をめぐる課題」について、教職調整額を上乗せする程度の自民党提言に対して、全教の要求として① 給特法を改正し、時間外勤務に対する手当を支給できる仕組みを整える。② 持ち授業時間数等を軽減できるよう教職員定数を改善する、③ 教育予算を大幅に増やすことを紹介されました。教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育の実現を求める教育研究者有志が始めた全国署名についての提起も

あわせて行われました。最後に、まとめとして、めざしているのは、給特法を改正し教員にも労基法 37 条 (時間外勤務手当の支給)を適用することであり、労基法 37 条が適用されれば、学校で働く全教職員が「36 協定」の対象者になることを示され、すべての学校に「36 協定」をと結ばれました。

その後、質疑応答では、それぞれの職場・地域での適用対象者や代表者の選出にあたる母数の内容等具体的な質問が相次ぎ、地域によって整理されていない現状が垣間見えました。30分という限られた時間でしたが、分科会討議の前に共通理解を図れるものとなりました。

講座「保護者負担金を減らすためには‐いま、そしてその先を考える‐」

柳澤 靖明 さま(川口市立青木中学校事務主査・「隠れ教育費研究室」チーフディレクター)

「#給食費無償を全国へ」の署名を今年の5月3日に始めた。憲法26条の完全実現に向けて憲法記念日である5月3日に始めようということで。今3か月ぐらい経って1万6千筆を超えている。賛同いただける方は、ぜひ協力をお願いしたい。私の活動目標は、「公教育の無償性を実現し、子どもたちの教育を受ける権利を保障する」。季刊「教育法」という雑誌に「教育財政における家庭の教育費負担と無償性」ということで文章を書いた。大学教授とかいろいろな方が教育費の無償性について論じている。

給食費の無償化が全国展開されている。ある調査によると、全国で無償化を達成しているのは3割。国と 自治体で協力して全国一律で給食費の無償化を目指す。全ての子どもたちの食の権利を保障する。給食の 質の底上げや調理環境の改善(給食調理室にエアコンもない等過酷な労働環境)も必要である。給食費が無償化されれば、教員・栄養士の負担もなくなる(保護者対応・未納による献立の変更等)。事務職員も学校徴収金業務が減る。現在の無償化は、子育て世帯の経済的負担を緩和するということが多いが、「給食は基本的人権としての『食の権利の保障』」である。」という捉え方が必要。給食費の無償化に必要なお金は、だいたい自治体予算全体の1%前後である。「給食が命綱だった」という風間トオルさんは、中学校では給食がなかったため、教室を出てタンポポの葉を食べていた。また、ダブルワーク・トリプルワークの保護者にとっては、弁当を作ること自体が大変で、「保護者負担金」と「保護者負担(労働負担)」という部分がある。給食は、栄養バランスも良く、調理負担はない。その分費用負担はあるが、それを無償化する。公会計化による無償性の実現が重要である。「学校給食法第11条に『学校給食に要する経費(食材料費)は保護者負担』と書かれている。だから給食費の無償化はおかしいのではないか?」と言われるが、第11条にば「食材料費を保護者負担とする」とあるが、「食材料費を公費負担してはならない」とは書いていない。さらに、就学援助の場合は公費負担している。文科省から「学校給食費等の徴収に関する公会計化の推進について」という通知が出ている。働き方改革でも、「本来なら学校が担うべき業務ではない」という整理がされていて、文科省も「そもそもは地方公共団体が担っていくべき。」と回答しているので、公会計化していくべきだということである。

保護者負担を減らすにはというところで、「学校徴収金は絶対に減らせます」という本を書いた。事務職員が「学校徴収金を減らそう」という主体性を持っていなければいけない。「費用対効果検証シート」を作りながら、今年度買ったものを全部一覧にして(公費・私費・備品等)、これを持って教員一人一人と来年どうするか対話する。PDCAサイクルを回すときは、必ずCから回す。Cから回すことによってどこがダメなのかどこを振り返らないといけないのかチェックする。私は、毎月「財務だより」を出して毎月何を買ったかを知らせている。「教員はお金に疎い」とか言う事務職員がいるが、疎いのではなく、教員の中にそういう研修制度が組み込まれていないのが問題。

学校教育法34条の4項には、「教科書以外の教材は、有益適切なものを使用できる。」と書いてある。もう一つ文部科学省が2015年に出した通知は、「保護者の経済的負担を考慮する」こと。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の2項に「教育委員会に届けさせる。または承認を受けさせる。」とあって、届出か承認か学校管理運営規則で決まっている。あとは、やる気と根性。教員と授業について話し合うこと



は勇気がいる。向こうも慣れていないので、「事務職員に授業のことを口出しされるのはちょっと嫌だな。」 という雰囲気は絶対ある。だからこそ、まずは、仲良い人から練習させてもらうとか、こっちが授業を見に 行くとか、きっかけをつくっていくことが必要である。土台を作りながら勇気と根性で費用対効果検証シー トをぜひ試してみていただければと思う。

第1分科会 「学校事務職員のしごとと役割」

第1分科会では、現地参加者から2本のレポートが発表されました。経験年数や義務制・高等学校という違いこそありますが、どちらも子どもや教職員のために実践しているレポートであり、レポート後の討論が大変盛り上がりました。

①「高校事務職員のしごとと役割」(山口県高等学校教職員組合)

高校ならではの工事や公用車の契約業務、複数配置ではあるが正規職員が自分一人であるため様々な業務にかかわる苦労、分校ゆえ本校の事務長とのやり取りもあり、小中学校との違いに参加者の多くが関心を寄せていました。定期監査も種類が多く、対策にかかる時間も長時間にわたり大変ではあるが、そのような状況の中でも生徒の要望に応えて継続が危ぶまれていた自動販売機の設置を継続した事例なども紹介されました。自分が事務職員として何ができるかを模索し、子どもに寄り添って奮起する力強い姿に、参加者も「学校にいる意味」をそれぞれが考え議論しあうレポートとなりました。

それぞれの学校の中で事務職員ができることを実践していくことが大事であるとまとまりました。

②「学校施設の維持メンテナンスに関わっての考察」(東京都教職員組合)

学校の施設修繕に長年取り組んできたベテラン学校事務職員のレポートです。用務員や管理責任者であ

る副校長とも関わり、様々な維持メンテナンスに関わってきました。頻発すると疲弊するとも言われていましたが、子どもの安全を第一に考えて行動していることが伝わるレポートでした。

レポート後の討論では、各参加者の自治体や各学校の施設修繕の現状や事務職員の関わりが話し合われました。施設修繕に関しての制度的な問題や、校舎含め学校の老朽化が全国規模で問題になっていることが課題としてあがりましたが、その中で各



学校の事務職員ができること、各教組や全教事務職員部がどのような役割を果たすべきかを考える場となりました。

共同研究者のまとめでは、学校の施設管理図のデジタル化をはじめとした行政も含めた情報の共有化についても出されました。

第2分科会「教育費無償をめざす学校でのとりくみ」

第2分科会では、2本のレポートが発表されました。

① 「たのあつ」のための「けしとめ」へ~児童の自己有用感醸成に資する児童視点の学校財務活動~

(大阪教職員組合)

勤務校では、従来から学校の在り方について意見を出す場として「企画委員会」があった。子どもたちへの指導方針をどうするのか、主として教員が携わるものだったが、学校事務職員として、その会議で子どもたちの自主性を確かめ、整理し、報告する役割となった。教室等を巡回し、子どもたちの様子を観察しながら必要な設備を確かめること、そして、校長の経営方針に意見具申できる経営分析と子どもたちの声を外部の大人にもわかるように整理することにした。

学級単位での学習意欲、関心の因果関係を推定するところから始め、全児童にプラスになるための取り組みとして、認知バイアスの修正、即ち子どもたちの自己有用感を改善することが有効である。児童会活動を中心に「児童からの環境整備要望」とそれを実現するための「児童自ら対応策を実施する動き」が生まれ、児童会代表から校長に、熱中症対策等としてミストシャワーの設置要望があった。そのための「光熱水費削

減プログラム(けしとめ)」が考え出され、コスト削減の裏付けなどが評価された結果、子どもたちの要望について最優先に取り組んだ。

「けしとめタイム」という経費削減を子どもたちが自発的に取り組む形が生み出され、効果的な省エネと光熱水費削減が達成されたことで自己有用感の高揚・子どもたちが予算委員会を実質的に担当するなど、大人だけでは成しえない効率的・効果的な予算執行を果たされ、大変意義深い報告でした。



②「働き方改革と学校徴収金」(全北海道教職員組合)

学校徴収金の中で、教材は教員が授業で必要とするもので、テストは評価するために使用。それを教材費として徴収し、徴収することで学校の負担になるということがそもそもおかしな話ではないか。「学校教育で必要とする教材=学校配当予算(公費)」、単に学校徴収金の扱いを教員から事務職員にという発想でなく、こんな方式があたり前のものとしてとらえるような働きかけこそ、学校事務職員の使命だと感じている。学校徴収金の最大の問題は「未納金」であり、給食費を支払わない場合は、給食を食べさせないなど、大人の都合で正常な教育活動を受けることができないとしたら、そのこと自体が大問題であり、子どもたちを被害者にしてしまう事態は本当に避けたいところ。また、教員は教育以外の仕事が解消できれば良いのであって、そのために学校事務職員として何ができるかを考えてみたい。

学校徴収金事務全てを引き受けて解消するという方法ではなく、持続可能となる学校運営・ワークライフバランスについても考慮しながら、その取り組み方法のアイデアを発信してくことも必要と考えており、事務職員だからお金を扱って当たり前ではなく、学校にいる事務職員だからこそ見える立場からみんなが幸せになる方法を考え、提言できる事務職員になりたい。

学校徴収金にかかる究極の課題解決策として、給食費をはじめ、義務教育全ての経費を国がしっかりと 負担するということが何より大事だと思っている。給食費・教材費の無償化を自治体任せでなく、国が責任 を持って予算措置を行うことが重要であり、学校事務職員の立場から子どもたちのためにできる働きかけ についての報告でした。

第3分科会 「ゆきとどいた教育をめざす自治体へのとりくみ」

第3分科会では、3本のレポートが発表されました。

① I:就学援助制度全国調査について/II:給食費無償化に向けての自治体調査について

(全教事務職員部常任委員会/島根県教組学校事務職員部)

全教事務職員部の2023活動方針として、「教育予算の大幅増額を求め保護者負担の公費化の運動を進める。『就学援助制度』について調査用紙のフォーマット化を進める。」としている。文科省調査以外に、①保護者の利便性・制度の充実面と、②事務職員の業務改善面などから、私たちが必要とする調査内容を設定し、2024年度から全国のどの組織や個人でも調査が進められ集約できるよう提案したものである。次に、島根県内の給食費無償化実現の財源調査を行ったとりくみを紹介した。各自治体の一般会計予算・児童生徒数・給食費の単価を調べ⇒県内全ての自治体で、1%以内で実現することが分かった(→このうち就学援

助認定率の2割弱はすでに無償化済み)。これは一人でも簡単に調べられるので、ぜひ調べて欲しい。数値化することで、さらに実現可能であることを実感し、自信を持って給食費の無償化にとりくむことができる。

参加者からは、支給の時期や認定時期の状況について意見が出されました。また、調査項目に限らず、市役所の日曜開庁日に申請を受け付けて、保護者のハードルを下げる市教委の取り組み等各地の状況を交流しました。調査結果を分析し、子どもの学びを保障するとりくみをみなさんと共に進めていきたいと考えています。

②『障害のある子どもたちに当たり前の学習環境を~府立支援学校の実態~』作成のとりくみ (大阪府立障害児学校教職員組合)

文科省の「設置基準」策定と教室不足調査の結果、大阪府はワースト1位の528教室。1992年の答申(児童生徒数150人~200人程度の規模で学校を整備することが妥当)に対し、300人以上の支援学校が存在。過大・過密・教室不足のもとで子どもたちの学習権・生存権がどうなっているかを、全ての知的障害支援学校の資料と父母・教職員の声をまとめた「上記タイトルの冊子」(教育黒書ではなく願いを冊子のタイトルに)で明らかにし、環境改善へとつなげた5年間のとりくみについて報告。府議会の各会派に冊子を配布すると、この内容を踏まえた一般質問があった。各種団体とともに街頭署名宣伝を行い、分会ではPTAと共に26,000筆以上の署名を集めて府議会に提出。その結果、2023予算で既存の教室棟改善と閉校した高校等の活用2校が決定し、今後10年以内に教室不足の解消を目指すと示された。大障教の先輩方が「障害を持つ子どもたちがばかにされている」とずっと言い続けている。今後も引き続き改善に向けてとりくみたい。

③保護者負担軽減の組織的なとりくみ(高知県教組事務職員部)

着任当時(2011年)は非常に厳しい予算配当で、全校がやりくりに頭を悩ませていた。元財政課長の教育次長に市の財政状況や予算要求について話を聞くことで、「厳しい予算内でのやりくり」→『真に足りない

予算を要求すること』に意識を切り替え、公費増額要求の取り組みを始めた。自校だけではなく、市内全ての子どもや保護者が安心して通える学校づくりを目指してとりくんでいる。そのため、経験年数や異動など事務職員の事情によって左右されることのないよう市内全校の教職員に同じ説明をするための資料も作成している。香美市の共同実施では、「全員で協議する」という過程をいつも大事にしている。「保護者負担軽減」



が、香美市のスタンダードになり、学校に定着してきた今、世代交代を経ても継続されるよう今後もできる 限りとりくみを進めたい。

助言者より、「子どもの最善の利益を保障する同志のような存在として市教委とつながっている。チームでやるなど組合で学んできた意義がある。この分科会として大切な視点ではないか。」と話されました。

共同研究者からは、「第3分科会として、『ゆきとどいた教育をめざす自治体へのとりくみ』よりも『自治体とのとりくみ』の方が良いのではないか?」という指摘と、「この分科会で「とりくみ」の後に続くことばは何かを考えた。自治体へのとりくみを「研究する?」「~について報告する?」「~をしたいけど今困っている?」「~が可能な事務職員とはどんな事務職員かを問う?」・・・。今回のレポートを受けて、第3分科会の次のステップは何か、ということ。集まって話したことは非常に勉強になり、明日からできるヒントもたくさんあった。若い事務職員をどう育てるか等それぞれに内省もあると思う。学校事務職員の最終形態は何か

第4分科会「仲間とつながり、安心して働きつづけるために」

第4分科会では、4本のレポートが発表されました。どのレポートも私たち事務職員を取り巻く現状と課題から、組合運動を高めるための方向性を考えさせられるものでした。



①おじさんのやくわり?(京都府立高等学校教職員組合)

18年間に6人の新採用者が赴任し、内2名が組合に加入する間の経緯や状況についての報告でした。先輩たちの運動の結果、勝ち取り守ってくれているものたちがどんどん破壊されており、自分たちの賃金、権利は自分たちで守っていくことが重要になっています。おじさんはそれを若い世代に伝えていく役割があり、それに賛同する若い世代を一人でも増やしていきたいと考えて活動し、さらに自分の学校で行っている働きかけを広げていけるような活動をしたいと報告されました。

②全教北九州 事務職員部3年目(全教北九州市教職員組合)

「レポーターはどんな人?」から「なんで組合に加入したのか?」そして、「加入後の主な活動」が紹介されました。また、「学校事務補助員」の未配置問題から未配置校へのアンケート、教育委員会への交渉などが報告されました。返答がないかもしれないという不安はありましたが、未配置になった学校にアンケートを実施し、結果的に半数以上の学校が返答してくれたそうです。アンケート結果を「ひまわり1号」としてアンケートを送付した全校に新聞を発刊したという取り組みも紹介されました。

③東京版学校事務の共同実施はなにをめざしているのか

(ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会)

東京の共同実施の現状と東京都公立小中学校事務共同実施支援職員(会計年度任用職員)として働く生の声を報告されました。定数に対し約85%の配置状況や、就学援助加配や大規模加配の未配置状況問題、さらに東京都は東京版共同実施のために約7億もの予算をかけながら、都費事務職員の削減を行い、会計年度任用職員を雇用している現状も資料から報告されました。各府県でも共同実施や共同学校事務室設置の現状を交流し、学校にいてこそ学校事務職員が学校の安全と安心を守ることができると交流されました。

④東松山市における市費学校事務職員(会計年度任用職員)の組織化について

(埼玉県教職員組合)

会計年度任用職員に対する雇用の悪化から声があがり、要求書づくり、署名運動から校長会への対応、 教育委員会への交渉と迅速な組合運動へつなげ、さらに加入を増やし、年間雇用、休暇や人事に関しても 実現していったことを報告されました。当たり前の組合活動を当たり前にやることで要求実現につなげた 報告でした。



~ よろしくお願いします ~

今年の 4 月から担当書記となりました相沢航太です。書記として 2 年目なのでご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、精一杯がんばりますのでよろしくお願いいたします。

夏の集会で、初めてお会いされた方も多かったのではないでしょうか。 相沢さん、いろいろお世話をかけますが、今後ともよろしくお願いしますね!

無償教育の実現と 学校事務職員の定数・待遇改善を求める署名 ~ご協力のお願い~

「無償教育の実現と学校事務職員の定数・待遇改善を求める署名」について、10月11日付けで全教本部より発送済みですが、お手元に届いていますか?

短期間のとりくみになりますが、多くの事務職員部からの願いを集め、文科省に要求を 届けるための署名に、ぜひご協力をお願いします。

●署名の名称 「無償教育の実現と学校事務職員の定数・待遇改善を求める署名」

●対象者 全国の学校事務職員及び、全国の学校で働くすべての教職員

●しめきり 11月13日(月)

都道府県でまとめて、全教事務職員部へ提出をお願いします。

※11月下旬に予定している文科省交渉で提出します。

現地実行委員会・推進委員会をはじめ、集会に関わってくださった全てのみなさま、本当にありがとうございました!!

お忙しい毎日だと思いますが、体調第一で無理をし過ぎないようにしてくださいね。笑顔で元気に支え合って乗り切りましょう ♥ !